

豊浦町議会だより

つながり



173号
令和6年
8月13日発行

村井町政の姿勢を問う !! 定例会 6月会議

● 一般質問	2
大里議員、山田議員、石澤議員、渡辺議員	
● 議案審議	11
● 補正予算	11
定例会 5月会議	12
全員協議会	13

一般質問

村井町政の姿勢を

4名の議員が

問う!!



問う!!

ぶりの奨学金で消滅可能性自治体から脱却を

大里 葉子 議員

Q & A

村井 洋一 町長

前向きに検討していきます



ぶり奨学金プログラム

Q 質問1

消滅可能性自治体から脱却するために、出世魚のぶりにちなみ、学校卒業後に豊浦町に定住すれば、奨学ローンの返済を肩代わりする制度です。貴重な若者を再び豊浦

町に戻る仕組みづくりを創設してはいかがですか。

A 答弁 (町長)

鹿児島県長島町で始めた事業、

ぶり奨学金は4つの柱で構成されて

おり、①通常の金利より優遇さ

れた「奨学ローン」、②奨学基金

から元金及び利息相当額を補填す

る「奨学金制度」、③事業者やふ

るさと納税等から基金に寄付する

「奨学寄付制度」、④出身の生徒

・学生や卒業生が交流する「奨学

交流制度」となっています。子ど

もたちが成長して地域に帰ってく

ることを地域全体で応援する制度

となっており、低利率の奨学金貸

付、利子全額補助、学校卒業後10

年以内に地域に戻り、居住した場

合は元金の全額補助という内容で

す。若者が再び地域に戻るための

先進地的な取り組みの一つとして

認識しています。一方で、金融機

関との提携や財源の確保もありま

す。全国で「ぶり奨学金」を活用

している市町村は長島町を含め5

市町あることから、他市町村の動

向を研究しながら前向きに検討し

ていきます。

Q 質問2

紙の保険証廃止後、マイナ保険証を保有していない方への対応

紙の保険証廃止後にマイナ保険

証を保有していない方への対応、

引き続き医療機関が受診できる

「資格確認書」について、町民に

わかりやすく理解していただける

ようにホームページ・広報誌等で

の周知はいつされる予定なのか。

マイナンバーカード交付率とマイ

ナ保険証の手続きを終えた割合に

ついても伺います。

A 答弁 (町長)

マイナンバーカード交付率は、

令和6年4月末で69%ですが、マ

イナ保険証については、市町村ご

との統計が公表されていませんの

で本町の割合はわかりません。

紙の保険証廃止後に交付される

「資格確認書」については、紙の保険証が廃止される本年12月2日以降も有効期限まで保険証の使用が可能です。ただし、12月2日以降に資格取得や再発行等の資格異動等で保険証を改めて交付する場合には、保険証として交付することができないため、マイナ保険証の手続きを行っていない方につい



ては、「資格確認書」を交付します。町民への周知については、7月広報及びホームページで周知予定です。

質問3

廃校施設等の有効活用

文科省「みんなの廃校」プロジェクトは、廃校を使ってほしい自治体と、廃校を使いたい企業等への情報発信・マッチングを行っています。過疎地の自治体は知恵を絞って、廃校活用で地域の力をよみがえらせています。

答弁(町長)

廃校は、小学校が5施設、中学校が2施設の合計7施設あります。活用状況は、小学校2施設が地元自治会で利用されており、他の施

設は活用未定です。維持管理の費用は、令和4年度決算額で7施設合計で234万5千円となっています。旧美和小・旧山梨小については、地元自治会で利用したい旨の申し入れがあり、文科省のホームページに活用募集の掲載は、令和6年度で掲載中止しています。残りの施設の新たな利活用の計画は現状としてありません。廃校施設等の売却や譲渡も視野に入れ、財政収支の改善に取り組むことについてですが、指摘どお

り収益性がなく、維持管理費を要する遊休施設は、早急に財産を処分する必要がありますと認識しています。仮に遊休資産を解体・撤去する場合には、その構造等により多くの費用を要することから、直近での利活用計画はないものの、文科省及び町のホームページへの掲載によって、利活用を希望する相手方への売却や譲渡ができること

が望ましいと考えています。シユタイナー学園に無償貸与している旧豊浦中学校の今後については、平成20年4月から20年間の無償貸借契約を町として締結しています。契約後16年が経過しており、当時と比べて双方の状況も変化していることも多々ありますので、今後の方向性を双方で協議していきたいと考えています。



問う!!

事故が起きてからでは遅い

学校周辺の交通安全

山田 秀人 議員

Q & A

村井 洋一 町長

区域内に看板設置事業を国に申請する



質問1

交通安全対策

山田議員は、豊浦小中、いずみの学校周辺の町道の交通安全対策を質問。

昨年度、豊浦町通学路安全推進会議を開催した。周囲の住民・自治会長の要望等に沿う会議になつていない。メンバーに関係自治会長、沿線住民を入れること。この会議は、町民が求めるものの役に立っていない。制限速度、通行規制を守らない現状を容認した中で点検、協議、関係機関との調整などの話し合いにとどまり成果も出ていない。これらを打開し、町が町民とともに住民運動をもって、この地域を守っていく姿勢を示し、対処すべきである。町長は、国内区域内に看板設置事業を申請する。沿線自治会に説明するとし、住民運動を展開する積極的な姿勢を示さない答弁となりました。

A 答弁（町長）

本年9月に事業計画を提出し、7月までに沿線自治会長に説明の機会を設け、事業に対する意見を聴取します。

Q 質問2

体育館トレーニングルーム利用・改善を

山田議員は、トレーニングルームの現状は、室内の壁がカビておりカビ臭い、器具損傷やBGM装置は作動しない。欠陥施設に使用料を払わされていると指摘。施設の修理や改善、健康増進や高齢者福祉対策としての積極的活用を求めました。町長は、現状維持とし、器具を取り換えることや室内を改善するなど改善策を示さない

答弁にとどまりました。

A 答弁（教育長）

利用者からの同様の苦情及び異臭対策の必要性は、現時点では認識していない。50年近く経過し、バーベル等の器具が経年劣化により腐食が進んでいるため、異臭が発生する可能性がある。2点目の器具損傷についてですが、議員ご

指摘のとおり、昨年度ランニングマシンが故障し、修繕対応した経緯があります。

利用者には修繕期間、利用できないため不便をかけるが、設備の維持管理に努めます。

Q 質問3

「地方創生」とバイオガスプラント事業

山田議員は、当時の安倍政権は人口減少抑制対策を「地方創生」事業として「総合戦略」を作るよう全国の自治体に求めた。豊浦町は、バイオガスプラント事業（B

「消化液の活用について、関係者への理解醸成を図り、普及促進に努める。」と述べるだけで積極的な活用への明言は避けました。

A 答弁（町長）

P事業）と新規就農事業、観光協会法人化を中心に総合戦略を打ち出したことに、現状では大した成果は出ていないと批判し、職員の英知を結集した行政展開は皆無に等しい。町民は町政変革や期待を求めていると迫り、町長の姿勢をただしました。BP事業では、消化液活用対策として有機JAS認証を受けた牧草地に約4万円/ha

BP事業は廃止・休止を含め町民・議会に町長として示す。新規就農事業は事業実施し新規就農者の確保に努めます。観光協会の法人化により外から訪れる観光客が住んでみたい町となれるように取り組んでいきます。

補助活用支援を提案。村井町長は、



史跡調査

Q 質問4

山田議員は、旧町道大岸新富線の史跡が存在するとの町民の声にこたえ、歴史・文化・観光資源発掘のため各課連携した調査実施を迫り、資源価値としての客観的角度から知見が要求されるため、多数者からの見解を求めるべきであると主張しました。6月10日の現地調査に際して、町民への学芸員の言動・態度は、余りあるものがあると批判しました。

A 答弁（教育長）

歴史・文化・観光資源発掘のため各課連携した調査実施については、現時点で生涯学習課として、当該道路付近に遺跡等の文化財の存在を確認していませんでした。学芸員を通して、北海道教育委員会の所管課と協議しながら、その歴史的価値を確認したいと考えています。

人手不足解消に町職員の副業解禁

Q 質問1

地方公務員法に基づいて個々の対応としているが、基準を明確にするため職員の営利企業等の従事許可の基準に関する規則を定めてどうか。農業・漁業の人手不足解消と町内に限り作業に従事する場合は許可してはどうか。

A 答弁（町長）

兼業については、地方公務員法の規定により制限されています。本町の服務規程において、営利企

再質問等

業等に従事する場合は、許可、届出が必要としています。家事手伝い、町の基幹産業である一次産業への従事であれば、兼業許可を行っていただきます。

質問：制限を解除することと、副業解禁すべきと考えるが。

答弁：時代に即応した考えと人手不足解消として、制限を解除すべきことですが、副業解禁については前向きに検討します。



石澤 清司 議員

Q & A

村井 洋一 町長

人手不足解消に町職員の副業解禁

解禁には前向きに検討します



豊浦町の非正規公務員(会計年度任用職員)の雇用の安定と雇用待遇改善

Q 質問2

勤務実績に問題がなければ、公募する必要はないと考えるが、公募する理由として挙げると「平等の取り扱いの原則」に固守しているからではないか。一度採用した職員の一定期間ごとの公募にまで

求めるのは行き過ぎと考える。問題がなければ、65歳まで再任用を可能にしてもよいのではないか。

A 答弁（町長）

地方公務員法において、競争試

験または選考によって行うことと規定されています。同一の方を次年度以降に再度の任用を行うことや、年齢についての制限は設けていません。

令和4年度に国のマニュアルが改訂され、地域の実情等に応じた適切な対応が可能となりました。業務効率化・人材確保・雇用安定化等、様々な観点から任用のあり

方について制度の見直しをさせていただきます。

再質問等

質問： 人材不足の解消と人事評価での能力実証が得られれば、一律の公募は不要と考えるが。

答弁： 勤勉手当が支給されるなど制度も大きく変わっていることから見直します。

質問3 海業を「海の地方創生」と位置付け、モデル地区に公募する考えはないか

令和5年改正漁港・漁場整備法が成立しました。漁港で宿泊・交流施設や食堂・販売施設の整備に加え、漁業体験や海洋環境の学習サービス等が提供できるようになります。令和6年に施行されると聞いています。地域活性化の事業にふさわしいと考えるが。

A 答弁（町長）

目的は漁業を活性化させ、新しい海業の機会を創出すること、

漁業資源を有効活用し、経済的な機会を創出することを目指しています。支援対象者として、地方公団体・漁業協同組合・漁業関係者・民間企業・民間団体等で漁業振興に取り組む方であれば、誰でも活用できるものです。地域のにぎわいや所得と雇用を生み出すことが期待されるものと認識していますが、今のところ「海業」の取り組みは考えていません。

再質問等

質問： 「千載一遇」のチャンス

ではないか。手を付けることなく、**答弁：** 撤回し考え直します。

質問4

施設園芸・野菜等の農家支援策

①施設で使用する「水」について水道使用料金を減免する考えはないか。

②災害による「ハウスの倒壊」に対して、なんらかの支援策を講じるべきと考えるが。

③新規就農でイチゴ栽培・野菜等をされている農家さんに猛暑対策としての斜光ネット・送風機・資材の高騰でコストアップによる収益の減、なんらかの支援を考えなければならぬ状況にあります。支援策を提示すべきと考えるが伺います。

A 答弁（町長）

①簡易水道は生活用水として供給することを本来の目的としています。現状では営農用水の料金設

仕事をしないとのこと。前言を撤回し考え直してはどうか。

定は現行の水道料金の見直しを行う際に検討したいと思えます。

②ハウス損壊等の災害に対しては、共済の掛け金に対し、町費補助を令和2年度から令和4年度まで支援していましたが、現在は支援していません。

③新規就農者だけでなく、就農者全般に本町独自の支援として、イチゴ苗購入費、緑肥種子購入費、農業用廃プラスチック回収費の補助など施設園芸・野菜等の農家支援を限られた財源の中で実施しています。次年度に向け新規就農支援を含め、施設園芸・野菜等の農家支援対策については、関係団体と協議して対応していきます。

再質問等

質問： 他の市・町では用途区分

をして農業用水・工業用水として使用料を徴収している。本町でも対応できると考えるが。

答弁：今年度中に対応できるよ
う策を講じます。

質問：②に関して支援は予定して
いないとの答弁ですが、困って
いる農家さんを助けるのも行政の
仕事ではないか。

答弁：今後なんらかの支援を検
討します。



Q 質問5
老後の生活・介護 誰にたよればよいか

本町も65歳以上独居世帯567
世帯、夫婦共65歳以上世帯245
世帯、一人暮らしになることは誰
の人生にも起こりえることです。
身寄りが無い高齢者、親族の助け
が困難な高齢者、日常生活支援、
手続きや金銭管理、書類や申請手
続、通院同行、身元保証、終活、
法律相談（後見制度）、日常の困
りごと、安心して暮らせるために
も「終活安心センター」の立ち上

げなど、支援ネットワークの構築、
高齢者を支える仕組みをつくらな
ければならない昨今の情勢です。
認知症を発症した場合も同様です。
対応策を伺います。

A 答弁（町長）

高齢者総合相談窓口として、や
まびこの地域包括支援センターを
活用いただければと考えています。
「日常生活支援」「身元保証」「死

後対応」の3つの視点から答えま
す。「日常生活支援」については、
介護予防、生活課題の解決に向け、
ちよこつとボランティア・地区サ
ロン・訪問ちよこつとりハビリ等
の提供体制を確保しています。社
会福祉協議会と連携し、取り組ん
でいます。「身元保証」について
は、社会福祉協議会・司法書士と

も連携して相談・利用支援を担っ
ています。活用できるサービスに
ついて分かりやすく周知していき
ます。「死後対応」については、
任意後見契約、死後事務委任契約
を締結しておく等の対策が必要に
なります。随時、終活ノートの無
料配布もしています。まずできる
ところから対応していきます。

Q 質問6
**継続してアイヌ施策推進交付金を
活用すべきと考えるが**

国のアイヌ施策推進交付金を活
用して、5年間で礼文華海浜公園
キャンプ場を中心にアイヌ文化関
連観光プロモーション事業を進め、
アイヌ文化に理解を深める施設や
地域全体を博物館と見なすエコミ
ュージアムの形成を目指し、その
間、稚貝の移入試験、水産物のア
イヌブランド化、ラッピングバス
運行と計画どおり進行し、事業は
終えました。持続的な礼文華地域
の発展として、地域を一つの博物

館と見なし、アイヌ文化や歴史・
史跡を導線と結び周遊やイベント
企画・町内外への情報発信・地場
産物販売の直売所開設・ソフト面
がいまだ未完成です。次の一手を
考えなければ先細りになるのでは
ないかと心配しています。継続し
て計画を再考すべきと考えるが伺
います。

A 答弁（町長）

アイヌ施策推進交付金を活用し

た令和元年度から令和5年度までの実施事業は地域産業振興事業とし「アイヌ文化関連の観光プロモーション事業」「アイヌ文様ラッピングバス事業」「水産物アイヌブランド化事業」「ミュージカル開催事業」「イランカラプテ音楽祭開催事業」コミュニティ活動支援事業として「礼文華生活館改修

事業」「アイヌ文化伝承者育成事業」を実施しました。令和6年度には、地域産業振興事業の「アイヌ文様ラッピングバス事業」が交付決定されました。その他の事業については、アイヌ文化施設運営委員会において協議し、漁業振興を含め新たな事業計画を考えていきます。



聞ろ!!

積立金の状況

渡辺 訓雄 議員

Q & A

村井 洋一 町長

基金等の合計残高は10年間で約15億円減少



質問1 積立金の状況

- ① 過去と現状の推移
② 交付税算入内訳と過疎債算入
③ 預け入れ先の利息と全体的な町財産額（土地、建物等資産）
④ 各種税他滞納金額

⑤ 歳入と歳出で繰出金等の財務概算（R7、R8、R9の推移）

A 答弁（町長）

① 基金などの合計残高は、平成26年度決算47億7400万円、令和5年度決算見込み32億5600万円、10年間で約15億円減少です。

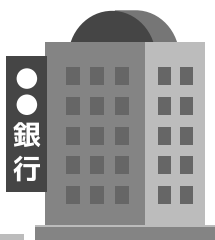
② 大枠で「個別算定経費」「包括算定経費」「公債費」の費目で構成されており、合計額は29億8547万円、過疎債算入は、3億6278万1千円です。

③ 定期預金利息は伊達信用金庫0・002%、とうや湖農業協同組合0・02%、いぶり噴火湾漁業協同組合0・184%、北海道銀行洞爺支店0・002%、北洋銀行伊達支店0・002%となります。全体的な町有財産は令和4年度の土地資産額24億1124万1千円、建物資産額が117億9488万3千円となります。

④ 令和5年度決算見込み額として町税、固定資産税、国民健康保険税、公営住宅使用料、水道使用

料、下水道使用料、その他含め合計8263万1千円となります。

⑤ 単純推計で財源不足額は令和7年度3億8300万円、令和8年度は、3億8500万円、令和9年度は4億1300万円であり、毎年財源不足が生じ基金繰り入れしている大変厳しい財政状況であることから、公共施設の適正化・あり方の検討と事務事業のスクラップ&ビルドを行いつつ、税及び各種料金の徴収率の向上、遊休財産等の公売を含め利活用及びふるさと納税の推進を図り財政改革に取り組みます。なお、預金利息の高いほうに預け替えを検討する。



● 銀行



● 支店

質問2

懲罰委員メンバーの見直しを

度重なる非遵行為に対する懲罰処分について調査審議するためオール身内職員だけでなく、しがらみのない第三者委員を加えるように改正を求める。

A 答弁（町長）

地方公務員法第6条において、町長が権限を有すると規定されています。また豊浦町職員の懲戒処分等に関する規程第5条に基づき、町長が懲罰委員会に対し諮問を行うこととなります。委員会は副町長、教育長及び課長職をもって組織し、職員の非遵行為に対する調査及び審議を行います。懲戒処分の量定基準に基づき過去の処分事例を参考としながら厳正かつ公正に審議されていると認識しています。第三者を委員とする自治体もありますが本町においてその考えはありません。

再質問等

質問： 不均衡な処分となつているので規程第5条を改正し第三者を加えるべきでは。また何を参考にしたか。

答弁： 過去の処分例を参考として厳正かつ公正に審議されたと認識しています。

質問： 過去の事例では、平成24年5月に遊漁船に係留する町営施設「豊浦漁港フィッシュリーナ施設」の担当係長が不正経理で懲戒免職となつており、比較すると公正ではなく、乖離があり後日取り組むことにする。



質問3

人事評価の実態

①職員の不祥事及び不適切事務処理等で、異動及び減給対象者（過去3年間）等と退職者の実態
②対象者へどのような評価を行ったか

A 答弁（町長）

①過去3年間において2名となつており、退職者の実態は、自己都合退職者17名、定年退職者11名、合計28名です。

②減給処分となった職員へどのような人事評価を行ったかについては、個別職員の人事評価内容はお答えすることができません。町政情報の公開の請求があつた場合、公開しなければならぬと規定されていますが、公開は非公開情報が記録されている場合を除くとされています。個別職員の人事評価内容は公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるものとして、非公開情報に当たると

ことから公開することができません。

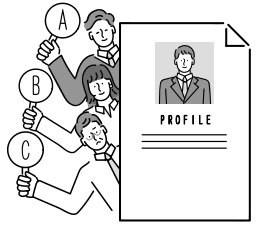
再質問等

質問： 人事評価と減給

答弁： 人事評価は5段階になっており、段階によって勤勉手当の成績率に反映される仕組みです。標準がB評価で、C評価だと100分の11・5が減算され、勤勉手当が減額される仕組みです。

質問： 2点目と連動するが、不法投棄略式罰金刑対象者及び減給職員は過去3年以内で2名いるが人事評価にその処分は加重され評価したか。

答弁： 人事評価は全職員に行つており非遵行為を行った職員は加味されての評価となります。



生徒数の実態等

質問4

前回協議された各小学校及び中学校、生徒数の推移と学級数等の実態はどうなるか。

A 答弁（教育長）

豊浦小学校、豊浦中学校に関しては、住民基本台帳による推計では児童生徒数は減少していく見込みですが、学級数は現在の豊浦小学校6学級、豊浦中学校の3学級から変動はありません。大岸小学校は児童数が減少傾向にあることから、現在の3学級から令和9年度には1学級の見込みです。礼文華小学校は、現在の3学級からの変動は見込まれていません。

再質問等

答弁：減少する地域と連携等を行い、四つの「たい」を理念に山村留学、特認校等対応に向け、アンケート調査等に取り組みたい。

※四つの「たい」とは…「子供が行きたい」「保護者が通わせたい」「教職員が働きたい」「地域の人が応援したい」を指します。



バイオガスプラント一時休止等の現状

質問5

山積する課題等の進捗状況の先を求める。

A 答弁（町長）

5月23日の定例会5月会議で述

べたとおり、廃止・休止を含めた今後のシミュレーションを行い、それぞれの問題点や課題を洗い出し、町民ならびに議会の皆様に町長としての考えを示します。そのために、関係機関や施設利用者、委託事業者等とのさらなる協議や調整が必要な事項が多くあり、具体的に詳細が固まった段階において、議員の皆様と協議したいと考えています。

再質問等

質問：現状、抜本的な打開策を見いだせず運営継続は困難と言及しているが、9月までの予算計上であり、先送りすることなく8月までに事業継続か休止かを自分自身で課題解決を判断願いたい。

答弁：できるだけ早めに対応したい。



物価高騰支援給付金事業を補正

定例会6月会議

6月13日、14日の2日間の日程で6月会議が再開されました。一般質問は2日間にわたって行われ、4名の議員から18件の通告があり、理事者との間で闊達な議論が展開されました。2日目の一般質問後に町部局からの提出議案と報告案件が上程され、全員賛成で可決されました。

議案審議

● 固定資産評価審査委員会委員の選任

前任者の任期満了に伴い、吉田京子氏（東雲町）を選任同意。

● 介護報酬の改定（介護職員処遇改善加算関係）に伴う関係条例の整備に関する条例の制定

主な内容：総合保健福祉施設「やまびこ」20名や国保病院15名の介護福祉士、介護職員、介護助手、介護員に手当を支給し、なり手

不足を解消するもの。月額5万3千円から2万円まで。

● 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部改正

主な内容：事務処理を行うため、個人情報が必要な事務処理に限り、各課に提供ができる規定に改正。

● 豊浦町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

主な内容：定員は、家庭的保育事業1人以上5人以下、小規模保育事業A型・B型6人以上19人。以下、C型6人以上10人以下で、事業所ごとに職員配置基準を児童1人当たり20人を15人に、30人を25人に変更。本町には該当する保育事業所はなし。

● 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更

主な内容：マイナンバーカードと保険証を一本化するための規約変更。

● 辺地に係る公共的施設の総合計画の策定

主な内容：大和・新山梨地区道路及び水道施設、高岡地区漁業廃棄物処理施設の整備並びに改修工事を計画に追加し、辺地債（借金）を発行して財源を調達する。なお、返済時は8割が国から補填される。

契約の締結(3件)

● 漁業系一般廃棄物処理施設発酵棟屋根改修工事（7810万円）

主な内容：高岡地区にあるクリーンセンター（通称ハザカプラント）の屋根改修工事

受注者：須藤・マルウチ内藤特定建設工事共同企業体

工期：契約日から令和6年10月31日まで

落札率：96・99%

● やまびこ屋上防水改修工事（6776万円）

受注者：小松・安田特定建設工事共同企業体

工期：契約日から令和6年10月31日まで

落札率：99・24%

● 大和地区簡易水道配水管更新工事（9295万円）

受注者：豊浦建設工業株式会社

工期：契約日から令和7年1月31日まで

落札率：96・43%

一般会計補正予算

主な内容：歳入歳出それぞれ3801万4千円を追加し、物価高騰による交付金事業に充てる。

● 新たに住民税均等割非課税等となる世帯への物価高騰支援給付金事業（860万7千円）

● 新たに低所得の子育て世帯となる世帯への物価高騰支援給付金事業（202万円）

● 個人町民税所得割定額減税（歳入）：個人住民税所得割1234万3千円の減収分を同額の地方特例交付金で補填。

● 定額減税補足調整給付金事業（2738万7千円）

報告事項

● 専決処分の報告（豊浦町税条例の一部改正）

主な内容：令和6年度分個人住民税の特別減税控除の創設、法改正による条

文整理。

● 繰越明許費の報告

主な内容：令和5年度会計分の事業を6年度に実施する事業報告。一般会計分として、11事業、総事業費1億3757万円、6年度繰越額5417万円。特別会計分として、1事業、総事業費44万円、6年度繰越額44万円。

● 事故繰越の報告

主な内容：北海道の補助決定が遅れ年度内に完了できなかったため。一般会計分として、令和5年度会計分1事業、総事業費1500万円、6年度繰越額1500万円。

議会提案議案

● 発議 議員の派遣

全道議員研修会（北海道町村議会議長会主催による講演）及びペーパーレス化に関する視察研修。

日時及び場所 7月2日・3日、札幌市

国及び政府へ意見書の提出

地方自治法第99条の規定により、次のとおり意見書を提出する。

「ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書」

暫定的に2か月分とした事業の継続予算を審議

バイオガスプラント運営事業、総合保健福祉施設事業特別会計予算

定例会5月会議

5月23日に定例会5月会議を再開し、定例会3月第2回会議で暫定的に2か月分の予算として可決されたバイオガスプラント運営事業、総合保健福祉施設事業特別会計予算について、5月末までの予算しか確保できていないことから、6月以降の分について審議しました。当初、町長部局では、いずれの予算についても年度末までの補正予算を上程するところでしたが、5月14日の全員協議会において、バイオガスプラント運営事業については、事業の黒字化が見込むことができないことなどから、町長から一時的に休止する方針と説明があったものの、休止とした場合の補助金などの課題の見通しが不明瞭であるといったことから、9月末までに結論を示すよう9月末までとする補正予算として上程され、全員賛成で可決されました。

財産の取得

● 戸籍システムリプレイス

一式

契約の方法：随意契約

契約の金額：907万9

158円（税込）に北海道市町村備荒資金組合が設定する利率で計算された利子分を加算した額

契約の相手：北海道市町

村備荒資金組合

補正予算

【一般会計】

《歳出》

● バイオガスプラント運営事業費（3239万5千円）

令和6年6月から9月までのバイオガスプラント運営に係る業務実施のため。

● 町長給与・手当・共済費（796万8千円）の減額

令和6年3月第2回会議で条例改正したことによる減額。

【特別会計】

《歳出》

● 総合保健福祉施設事業特別会計（2億3612万9千円）の増額

令和6年6月から令和7年3月までの総合保健福祉施設事業実施のため。また、管理栄養士が産前休暇により不在になることから、委託業者から管理栄養士の派遣依頼のため増額する。

職員の懲戒処分について

5月14日 全員協議会 報告事項

やまびこのデイサービス事業に関しては、前号でお伝えしていましたように事業継続となりましたが、その過程において、職員が町長決裁を受けずに事業を休止とする書面を利用者に配付するといった不適当な取り扱いが発覚するなど、令和6年度予算審査に多大な影響を及ぼしたことから懲戒処分に至ったとして議会に報告がありました。

主な概要は次のとおりです。

副町長：地方公務員法及び町職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例の規定に基づき、業務の不適当な処理事案ということで、当時の総合保健福祉施設事務長が減給3か月10分の1、事務次長が減給1か月10分の1になっています。理由は、やまびこデイサービス事業において休止に関する町長決裁を取らなかったことや、管理職としての情報共有や議員説明の早期実施等の業務管理を怠り、議会との協議が整わないまま利用者や関係機関に休止する旨の文書を発出したことよって混乱を招いた。結果として、豊浦町高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画及び令和6年度当初予算の否決に関し影響をもたらし、町民に多大な迷惑をかけたということです。

勝木議員：これは町長が決裁した決定事項と思つてよろしいか？

副町長：そのとおりです。

山田議員：事務長の上司にもう1人「長」がつく方は(懲罰の)対象にならないのか？

総務課長：その方を含めて関係する様々な方に聞き取り調査もさせていただきました。結果として今回処分の対象になるのは今ご報告した2名の方ということになります。

山田議員：上司がいるのに、この2人が勝手にやったことなのか？ その人は関係なしで懲罰委員会を開いて行うのはおかしいのではないか？

総務課長：やまびこの施設長決裁というところは、施設長の判を事務長に預けているという状況で、事務的なものの決裁は事務長が押していたというところが、やまびこの建設当時から慣例になっていたという事です。

渡辺議員：今回の懲罰の対象者は、これが初めてではない。どういう思いで10分の1、3か月になるのか？あまりにも度が過ぎる。

勝木議員：過去において刑事事件ということで懲罰を受けている。その際にかなり重い懲罰を受けなければならぬものを逆に町長の責任ということで、そのときはほとんど懲罰を行わないで横滑りの課長職にしたが、課長の器としてそれでいいのか？ 降格とか町長はなぜしないのか？ 公平

委員会もあるが、このことを踏まえ弁護士に相談などしたのか？

総務課長：弁護士に相談等はしていません。

勝木議員：他の市町村の事例も含め懲罰委員会判断したのか？

総務課長：それも含め議論しているという事になります。

勝木議員：今回の場合は同じ職員で前は罰金刑となった。今回も虚偽を言ったりで混乱させた。2回もしているが1件1件だけで判断しているのか？

総務課長：基本的に1件1件のケースで考えますが、規程等の中で、3年以内に懲戒処分を受けている場合は今回の分を少し重くするというようなルールもありますので、そこも考えながら毎回審議をしています。

勝木議員：(対象者は)これで2回目です。監督として指導ということに対して何か思っていることがあれば伺いたい。

町長：私の指導的な立場、責任というものも当然捉えています。また、処分についても以前のこと加味しながら最終結論をしたということです。

勝木議員：このたびの出来事、懲罰に対して町長としてどのように管理責任、自身自身の責任を考えていますか？

町長：自分の管理責任については当然考えていかなければだめだと思つています。

ナマコの陸上養殖

6月18日（火）に、豊浦町大岸で、北海道海洋生物研究センター試験棟竣工記念式典が行われました。「海の中のミミズ」とも評され、海の中で縁の下の力持ちのナマコの種苗施設が完成しました。卵から約30ミリの稚ナマコまで育てて放流、2年半で水揚げができるサイズに成長します。ナマコを放流することで、海洋環境の改善、豊かな海づくりに貢献できる。あわせて、漁業の担い手の育成・後継者不足解消につながればと考えられて、ナマコの陸上での種苗生産が始まります。



左から勝木議員、根津議長、大里議員

J Aとうや湖乳牛・肉牛共進会

6月29日（土）に、旧上泉小学校グラウンドで、第37回J Aとうや湖乳牛・肉牛共進会が行われました。乳牛10頭、肉牛22頭の手塩にかけた牛たちが、チャンピオンを目指し競い合いました。この共進会は優劣を競う品評会であり、資質向上と技術の研鑽を目的としたもので、酪農と畜産の振興発展が図られています。



北海道町村議会議員研修会

7月2日（火）に、札幌コンベンションセンターで、気象予報士の森 朗氏を講師に迎え、「札幌が東京よりも暑くなる!? 加速する気候変動」について、また、元衆議院議長の大島 理森氏から「人口減少と市町村の重要性・民主主義について自省を含めての所感」について講演をいただきました。

翌3日（水）は、NEC北海道支社において「議会のペーパーレス化」推進により、議会資料のコスト削減、議会資料の準備に係る利便性の向上について視察研修が行われました。



森講師



大島講師

表紙写真の説明

認定こども園青空 運動会

パソコンから動画で議会のような見られます。

豊浦町のホームページ

検索

豊浦町議会→議会中継にお進みください